

文字を素材とする造形の著作物について

岡戸 昭佳*

目次

1. はじめに
2. いかなる種類の著作物なのか
3. その著作物性に制限はないか
4. 書の著作物性
 - 4-1 著作物としての成立性
 - 4-2 侵害判断
5. 印刷用書体の著作物性
 - 5-1 判決の傾向
 - 5-2 判決肯定論
 - 5-3 判決批判論
 - 5-4 両者の違いは
6. 権利行使の妥当性
 - 6-1 権利行使してもよいと考えられるケース
 - 6-2 慎重を要すると考えられるケース
 - 6-3 不適切と考えられるケース

1. はじめに

世上、文字を素材とする造形が行われている。書道や印刷用書体（タイプフェイス）がその例である。前者については、芸術の一分野として世人に認識されていることは疑いないといつてよい。このことから、書道の作品（以下、単に「書」という）は著作物として成立する可能性がきわめて高いと考えられる。一方、後者（フォントといった方が今風であろう）については、コンピュータ産業と密接に結びついており、芸術と呼んでよいか否か疑問を感じざるを得ない。少なくとも純粋美術とはいえない。しかしながら印刷用書体にある程度の審美性があることも否定しがたいところである。芸術と呼んでよいかどうかはともかく、その作者は自身では「アーティスト」のつもりでいると思われる。このことから印刷用書体は、著作物として成立する可能性をある程度は有しているといえそうである。

これら文字を素材とする造形の著作物性については、絵画や音楽など他の範疇の著作物と比較して特有の問題はないであろうか。それが本稿のテーマである。

2. いかなる種類の著作物なのか

著作権法上、著作物の種類は、第10条第1項に例示されている。そのうち、文字を素材とする造形が該当しうるのは、言語の著作物（第1号）か美術の著作物（第4号）かのいずれかであろう。実際には、言語の著作物ではなく美術の著作物なのである。書、印刷用書体とも、文字を素材としてはいるが、著作物と認められるような創作性は、文芸としてではなく造形としての部分にあるからである。ただし、書については、俳句や短歌等の短文学としての著作物性と、書道の美術作品としての著作物性とが1つの作品中に両立している事態もありうる⁽¹⁾。

3. その著作物性に制限はないか

とはいえこれらは、美術の著作物の典型例である絵画とはかなり異質である。書や印刷用書体は、その著作物性に何らかの限定が事実上あるのではないだろうか。

実際あるのである。以下、これについて論じる。

それは、作品中の造形のすべてが著作物性を有するとは認められないことである。すなわち、字体という束縛がある中で造形だからである。したがって当然、字体そのものには著作物性は認められない。字体というベースの上に如何に独創性を上乘せするかの部分にしか、著作物性は認められないのである。しかし、常人をして文字と認識させる必要があるから、ベースからあまり離れるわけにも行かない。そこに難しさがあるといえる。

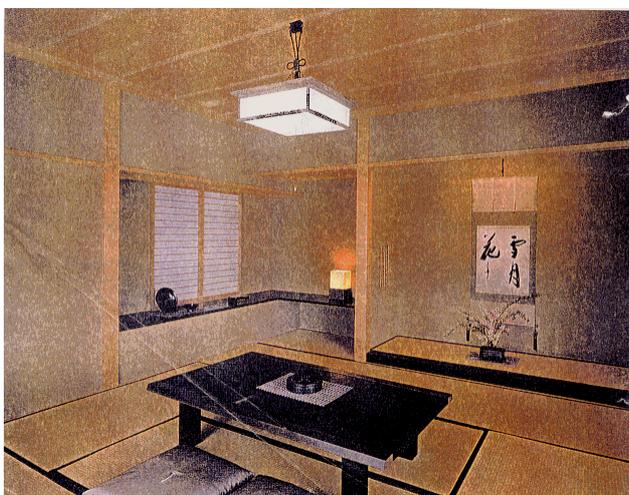
なお、本稿でいう「著作物性の制限」には、著作物として認められるか否か自体についてのハードルと、著作物として認められたとしてその複製ないし翻案の判断におけるハードルとの2通りがある。

* 著作権委員会 副委員長

4. 書の著作物性

まず手始めに、比較的簡単な書について論じる。

書家による書が主題となった事件として、東京高判平14.2.18「照明器具カタログ事件」⁽²⁾がある。この事件は、室内照明器具の宣伝カタログ中に、床の間に掛けられた書の写真(第1図)が掲載されていたために起こった事件である。その写真は、照明器具を設置した和室内を撮影したものである。その和室の床の間には当該書の掛け軸が掛けられていてそれも写真に写っていたという次第である。むろんその写真の主題は、当該書ではなく、天井から吊されている宣伝対象たる照明器具である。



第1図 問題のカタログ中の写真(最高裁ホームページから)

4-1 著作物としての成立性

この事件で裁判所は、「書は、一般に、文字及び書体の選択、文字の形、太細、方向、大きさ、全体の配置と構成、墨の濃淡と潤濁(にじみ、かすれを含む。以下、同じ。)などの表現形式を通じて、文字の形の独創性、線の美しさと微妙さ、文字群と余白の構成美、運筆の緩急と抑揚、墨色の冴えと変化、筆の勢い、ひいては作者の精神性までも見る者に感得させる造形芸術であるとされている。」と述べている。また、一審裁判所(東京地判平11.10.27)⁽³⁾は、「書は、本来情報伝達という実用的機能を有し、特定人の独占使用が許されない文字を素材とするものであるが、他方、文字の選択、文字の形、大きさ、墨の濃淡、筆の運びないし筆勢、文字相互の組み合わせによる構成等により、思想、感情を表現した美的要素を備えるものであれば、筆者の個性的な表現が発揮されている美術の著作物として、著作権の保護の対象となり得るものと考えられ

る。」つまりいずれも、書の著作物性を肯定しているといえる。

やはり、現実には世の中に書家が大勢おり、書が芸術の一分野であると目されているので、書が著作物であること自体は否定できないのであろう。なお、書家でない被告(被控訴人)も、この点については特段に争っていないようである。

4-2 侵害判断

しかしながら問題は、複製、翻案等の判断である。上記の照明器具カタログ事件で裁判所(高裁)は、「書を写真により再生した場合に、その行為が美術の著作物としての書の複製に当たるといえるためには、一般人の通常の注意力を基準とした上、当該書の写真において、上記表現形式を通じ、単に字体や書体が再現されているにとどまらず、文字の形の独創性、線の美しさと微妙さ、文字群と余白の構成美、運筆の緩急と抑揚、墨色の冴えと変化、筆の勢いといった上記の美的要素を直接感得することができる程度に再現がされていることを要する」と述べた。その上で、本件カタログ中の本件写真では、こうした微妙な表現までが再現されているとはいえないとして、複製権侵害、翻案権侵害とも否定した。

なお、原告(控訴人)は、書に詳しくない者(作者の姉)が本件カタログ中の本件写真を偶然発見し、作者の書であることを認識したことをもって、本件写真が当該書の複製であることは明らかであると主張した。しかし裁判所は、そのようなことと、美術の著作物としての書の本質的な特徴を直接感得できるかどうかということとは次元が異なるとした。

上記より、書については、著作物としての成立性については特にハードルが高いわけではないが、複製、翻案の成立如何の点でのハードルが高いのである。

5. 印刷用書体の著作物性

続いていよいよ、印刷用書体についての話に移る。

印刷用書体の著作物性が争われた最近の事件として、最高判平12.9.17「ゴナ事件」⁽⁴⁾がある。この事件は、一審(大阪地判平9.6.24)⁽⁵⁾では両当事者がそれぞれ、自分の書体を相手方がまねしていると主張していたケースであり、一審から最終審に至るいずれの審級(二審:大阪高判平10.7.17)⁽⁶⁾でも、当事者主張の印

刷用書体の著作物性が否定されている。第2図に、両当事者の書体を示す。

さらに参考として第3図に、筆者の机上のパソコンで選択可能な書体であって「ゴシック」と称するものの例をいくつか示す。こうして見るとやはり両当事者の書体は、一般的な「ゴシック」体に比して、類似する特徴を有しているようにも思える。

な に む ね
な に む ね

第2図 原告書体「ゴナU」(上段)と被告書体「新ゴシック体U」(下段)(一審判決の別紙目録から)

な に む ね
な に む ね
な に む ね

第3図 MSゴシック太字(上段), HGゴシックE-PR0太字(中段), DF特太ゴシック体(下段)

5-1 判決の傾向

この事件で最高裁は、「印刷用書体が著作物に該当するというためには、それが従来の印刷用書体に比して顕著な特徴を有するといった独創性を備えることが必要であり、かつ、それ自体が美術鑑賞の対象となり得る美的特性を備えていなければならないと解するのが相当である。」と判示した。そしてその理由として、「印刷用書体について右の独創性を緩和し、又は実用的機能の観点から見た美しさがあれば足りるとすると、この印刷用書体を用いた小説、論文等の印刷物を出版するためには印刷用書体の著作者の氏名の表示及び著作権者の許諾が必要となり、これを複製する際にも著作権者の許諾が必要となり、…中略…著作権法の目的に反することとなる。」と述べた。また、「これが一般的に著作物として保護されるものとする、…中略…、わずかな差異を有する無数の印刷用書体について著作権が成立することとなり、権利関係が複雑となり、混乱を招くことが予想される。」とも述べた。つまり、上

告人の印刷用書体の著作物性を否定したのである。そしてその主な論法としては、書体の著作権を認めることによる弊害を挙げる手法をとっている。

これは、上告人主張「右書体の売買あるいは使用許諾契約の際、その書体を利用して言語の著作物を印刷により出版したり、文字組固定された出版物等を複写によって利用することについては、書体の著作権者は許諾(明示あるいは黙示の)を与えているのである。」、

「書体について類似した著作権が数多く成立したとしても、それら数多くの書体は、数多くのデザイナーの創作活動の末できあがったものであり、元々この世には存在しなかったものである。」、「書体の著作権者が、正当に入手した書体を用いての印刷出版、あるいはその出版物の複写等についてまで、書体の著作権侵害であると主張するようなことが起こったとしても、前述の黙示の許諾を認めたり、書体が販売された時点で当該書体の著作権は消滅したと解したり、あるいは権利濫用であるとして、そのような主張を封じ、妥当な結論を導くことが十分可能である。」を否定したものと考えられる。

また、ヤギボールド事件(東京地判昭54.3.9⁽⁷⁾、東京高判昭58.4.26⁽⁸⁾)や岩田書体事件(東京地判平5.4.28⁽⁹⁾、東京高判平5.11.18⁽¹⁰⁾)でも、書体の著作物性は否定されている。特にヤギボールド事件の高裁判決において、著作物の成立性について、「単に美術の範囲に属するか否かで決められるのであって、美的な表現を創作するにあたっての労力の多少などは、著作物性の決定については考慮されるべきものではない」と断じている。こちらの論法は、書体はそもそも純粋美術の範疇に属しない、とするものである。

このように論法には2通りあるがいずれにせよ、印刷用書体の著作物性は極めて限定的に解釈されているといえる。著作物として認められるためのハードル自体が高いのである。一応、可能性が全く否定されているわけではないものの、上記のような考え方では現実的には、著作物性が肯定される印刷用書体は皆無に近かろう。ご承知のとおり印刷用書体は意匠法による保護も無理であるから、無保護と言って良いことになる。

5-2 判決肯定論

この問題に対する学説の立場は当然、2通りある。判決の結論を肯定する立場と批判する立場である。

肯定論としては、田村善之教授⁽¹¹⁾の「みだりにその形態に著作権を認める場合には著作物の公正な利用を図るという著作権法の趣旨に反する」、「言語の著作物を複製する場合に、言語著作物の著作権者の許諾とは別個にこれらの文字の書体の著作権者の許諾をも必要とすることになり、言語の著作物の利用に支障が生ずる」、「書体に美術の著作物と同視しうるような美的創作性を感得し得ない以上、これを著作物と認める理論的必然性はどこにもない」がある。これは、書体の著作権を認めることによる弊害を重視する立場と、著作物の成立性として純粋美術もしくはこれと同視しうることを要求する立場との双方に立っている。

また、北岡弘章弁護士⁽¹²⁾の「また、タイプフェイスを保護すべきであることは、余り異論のないところであると考えられるが、それは主に時間と費用をかけてタイプフェイスをデザインしたことに対する保護を考慮すべきであるとの認識に基づく。しかし、著作権法は労力自体を保護することをその目的としていないことを考慮すると、原則として著作権法による保護は否定すべきであろう。」と述べている。これは、いわゆる額の汗を著作権の対象として評価せず、美術としての創作性を重視する立場であると考えられる。なお、この論者は写真の著作物についても、「しかしながら、あくまで著作権法で保護されるべきは、労力の多寡、技術の優秀さではなく、創作性にある」と述べている。

なお、これらの論者も、書体を全く保護すべきでないなどといったわけではない。著作権法以外の何らかの法により保護されるべきであるとしているようである。

5-3 判決批判論

一方、三山裕三弁護士⁽¹³⁾は、次のように述べている。「書体に独占的排他的権利を認めたととしてもその書体の使用を禁ずるものに過ぎず、他の書体を使用することは可能であるから文字全体を独占させることにはならない」、「通常使用される他の書体は公有(パブリック・ドメイン)としてだれもが使用しうる」。つまり、書体に著作物性を認めたとところで独占されるのはその書体の使用だけであり、従前の書体は自由に使用できるのだから構わないではないか、というのである。これは、上記ゴナ事件の上告代理人の反対意見に近い考え方である。

批判論としてはさらに、牛木理一弁理士のもの⁽¹⁴⁾がある。この書物自体は主として意匠法を論ずるものであるが、その「第3編 意匠周辺法」の中でタイプフェイスと著作権法との関係について述べている。そこには、「著作物とは、思想または感情を創作的に表現したものであることが唯一の成立要件であって、それが文芸、学術、美術または音楽の範囲に属するものであるかどうかという問題は、その結果にすぎないのである。」とある。そして、ヤギホールド事件の高裁判決を、「純粋美術と応用美術を峻別し、前者の保護は著作権法、後者の保護は意匠法と割り切った。すなわち、きわめて形式論的に差別することによって、本件デザイン書体の保護問題を解決しようとしたのである。」と、厳しく批判している。

そのほか本書には、書体を、見出し用のディスプレイ・タイプと本文組用のボディ・タイプとの2種類に分ける考え方や、我々が日常目にする「文字」というものが、骨組みたる「字体」もしくは「字形」と、一組の文字全体を共通のドレスで飾る「書体」という2つの概念を含んでいるという考え方が示されている。これらの考え方は、他の書物等ではあまり見かけないが、そもそも「書体」とは何なのか、単なる「文字」とどこが違うのか、を考えるにあたって深い示唆を含んでおり、傾聴に値すると思う。

5-4 両者の違いは

このように、著作権法による書体の保護に否定的な判決の流れに対し、賛否両論がある。しかし前述のように、判決の大勢を是認する立場の論者も、書体の保護自体はすべきであると考えている(前出の「著作権法概説 [第2版]」には、「他の書体製作者、印刷業者、製本業者等の無断使用行為に対して法的な保護に値する利益を何ら有しないということを意味しない。」(39頁)とある)。すなわち、両論の相違は、書体の保護を、著作権法以外の何らかの法律で行うか、著作権法で行うか、という点にある。

一方、著作権法で保護してもよいのでは、と考える立場にしても、「創作性については他の著作物より高度なものが要求されると解すべきである。」(前出の「著作権法詳説 [全訂新版]」の89頁)のようにハードルを課している。

著作権法以外の法律で保護すべきである(というか

著作権法では保護すべきでない) とする考え方の根底には、実用本位のものである書体は著作権法本来の守備範囲から外れているのではないかと、この思いがあるように思われる。このために、書の場合であれば、複製ないし翻案の判断におけるハードルこそ高いものの著作物として認められるか否か自体についてのハードルはさほど高くないのであるが、印刷用書体の場合には、著作物として認められるか否か自体について非常に高いハードルが課されるのである。考えてみれば、文字に限らず3次元的な造形物にあっても、彫刻などは問題なく著作物性が認められるのに対し、工業デザインについては著しくハードルが高いようである。そして裁判所は、これと軌を一にすることにより、著作物の種類によって創作性等の要求に差を設けるようなダブルスタンダードの発生を嫌っているのではないかとと思われる。それはそれで一つの見識ではあろう。

しかしながらそれでは、そのための立法措置が執られるまで、印刷用書体は事実上無保護に近い状況におかれることとなる。意匠法による保護が可能な工業デザインはまだよいが、印刷用書体にはそれもないのである。しかも、ボーダーレス化が進展した今日においては、世界中の国でそのような立法措置が行われなければ書体の実質的な保護にはならないであろう。そのようなことが実際問題として可能なのであろうか。それを考えれば、書体を著作権法で保護してしまった方が、現実的に可能な範囲で多少なりとも実効的な保護を与えられるという点で妥当なのではないだろうか。確かにダブルスタンダードの問題はあるが、そもそも著作権法でコンピュータプログラムが保護されていることで、すでに著作権法にはダブルスタンダードが存在するのである。そうであれば、具体的妥当性を優先して、印刷用書体について著作物性自体のハードルを下げてもよいのではないだろうか。

6. 権利行使の妥当性

6-1 権利行使してもよいと考えられるケース

ここで視点を変え、仮に印刷用書体に著作権があったとして、いかなる場面でその権利を働かせてよいかを考える。まずは、その書体を印刷するためのフォントデータなどが第三者により無断でコピーされ流通すること(第1のケース)が考えられる。フォントデータそのものが無断コピーされたのでは、書体制作の苦勞

が全くの徒勞と帰すであろう。

このようなケースについては、権利主張者による権利行使を認めても、妥当性を欠くこととはならないと考えられる。このケースで権利行使の対象となるのは、全くのデッドコピーであるし、従前からすでにパブリック・ドメインとなっている書体の使用が何ら制約を受けるわけではないからである。

このケースに対しては、著作物として認められるためのハードルを下げることにより、著作権による保護が効いてくると思われる。現状ではこのハードルが高いので、実質的に無保護に近い状況にある。強いていえば、民法709条の不法行為の直接認定という手段をとったり(ゴナ事件での予備的主張は、次に述べる第2のケースについてこれを試みた)、あるいは和解に持っていったり(ヤギボールド事件の上告審:最高裁昭58(オ)7999号)する必要がでてくるのである。

なお、権利行使の対象物は、必ずしもすべての文字のセットである必要はない。書体がレタリングシートに応用された場合を考えれば、1字だけでも該当しうると考えるべきである。要は、文字が示す情報(言語の著作物として認められるものである必要はない)を提供するものであるか、書体により文字そのものを提供しようとするものであるかの区別である。

6-2 慎重を要すると考えられるケース

それでは、その印刷用書体に依拠して他のデザイナーが酷似した印刷用書体を新たに作り出すこと(第2のケース)はどうであろうか。前述のゴナ事件はこの図式で争われた事件である。

このケースについては、両書体がデッドコピーと見まがうほどに似ていない限り、権利行使を認めるのは問題であろう。ゴナ事件の控訴審判決がいう、「過去に成立した各種書体から大きな差異を創出する余地もあまりない」のはそのとおりであるから、その中で権利行使を仮に認めるにしてもその範囲は狭くならざるを得ない。

このケースについては、あまり野放図に権利を認めるわけには行かないが、仮に著作物として認められるためのハードルを下げて、複製ないし翻案の判断でのハードルを高くすればさほど問題はないのではあるまいか。

6-3 不適切と考えられるケース

次に、正当に印刷用書体を入手した者が印刷等にその書体を使用する場合（第3のケース）はどうだろうか。

このケースについては、これに権利行使を認めたのでは明らかに妥当性を欠く結果となろう。それこそ、ゴナ事件の控訴審判決がいう「言語の著作物の利用にも支障を生じる事態」とはこのことであろう。なお、書体デザイナー自身も、このような場面に対して権利を働かせようとは思わないであろう。書体を制作した目的に沿うことだからである。

このケースについても、著作物として認められるためのハードルを下げたとしてもさほど問題があるとは思えない。消尽論もしくは黙示の許諾論により弊害は十分に阻止できるからである。なお、氏名表示権については、著作権法第19条第3項の「著作者が創作者であることを主張する利益を害するおそれがないと認められるとき」に該当するであろうから、問題にはならないであろう。

なお私は、このケースを、書体の「利用」ではなく、「使用」⁽¹⁵⁾に該当すると結論づけるような論法ができ

ないだろうか考えている。

参照文献等

- (1) 相田みつを美術館 <http://www.mitsuo.co.jp/>
- (2) 東京高裁平11(ネ)5641号
- (3) 東京地裁平10(ワ)14675号
- (4) 最高裁平10(受)332号
- (5) 本訴大阪地裁平5(ワ)2580号, 反訴同平5(ワ)9208号
- (6) 大阪高裁平9(ネ)1927号
- (7) 東京地裁昭49(ワ)1959号
- (8) 東京高裁昭54(ネ)590号
- (9) 東京地裁平4(ワ)4807号
- (10) 東京高裁平5(ネ)1972号
- (11) 田村善之著「著作権法概説 [第2版]」(有斐閣) 38頁
- (12) 金井重彦・小倉秀夫編「著作権法コンメンタール上巻(初版)」(東京布井出版) 213, 227頁
- (13) 三山裕三著「著作権法詳説 [全訂新版]」(東京布井出版) 88~89頁
- (14) 牛木理一著「意匠法の研究(四訂版)」(発明協会) 436~437, 440, 447頁
- (15) 岡本薫著「インターネット時代の著作権2002版」(財団法人全日本社会教育連合会)「第一章「すべての人々のもの」になった著作権」中の「2. テクノロジーの発達をもたらしたもの」の前段に出てくる「利用」と「使用」
(原稿受領 2003. 4. 4)